

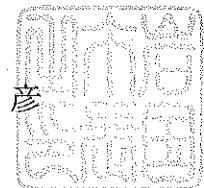


58

平29 岩介第91号
平成29年7月11日

一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会
会長 岡屋 敦様

岩国市長 福田 良彦



要望書に対する回答について

平成29年6月9日に提出された貴協会からの要望書について、別紙のとおり回答します。

岩国市健康福祉部
介護保険課指導監査班
電話：0827-29-2511
FAX：0827-22-0928

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(1) 補足給付制度をグループホームにも適用して頂きたい

介護保険三施設で導入されている低所得者の利用料の減免措置をグループホームにも適用して頂きたい。現在も利用料が高額であることを理由にグループホームへの入居が困難となる場合がある。今後、療養病床の削減による在宅介護が困難な認知症高齢者の受け入れ先の減少、年金受給額の減少による低所得化、医療費の自己負担額の増加等が予想される。今後更にグループホームが認知症高齢者の生活の場として重要な役割を果たすには、グループホームの入居者にも減額制度の適用があれば経済的負担が軽減され、利用しやすくなると考えられる。

回 答 要 旨

特定入所者介護サービス費等の特例減額措置（補足給付）については国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願い致します。

要 望 項 目 ・ 内 容

(2) 生活保護受給者の入居に関して実費不足部分を公費でまかなって頂きたい

現在、生活保護受給者を受け入れているグループホームにおいては、介護保険外の実費部分、すなわち家賃や食費、その他の費用について、不足分は各事業所に負担させているのが現状である。しかしながら、生活保護受給者を受け入れれば受け入れるほど、経営は悪化してしまうのは理解しがたい状況であり、そもそも公費で負担すべきものであると考える。

生活保護受給者の入居に関しては、実費不足部分を公費でまかない、事業所に負担させることがないようにして頂きたい。

回 答 要 旨

生活保護受給者がグループホームに入居している場合、居宅基準の生活扶助及び住宅扶助が算定されることとなっており、食費やその他諸経費は生活扶助の範囲内で、家賃（施設利用料）は住宅扶助の範囲内で生活していただくことが原則となっております。

生活保護は国の定める基準・実施要領に基づいて行われるものであり、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

- (3) グループホームにおいても福祉用具レンタルが利用できるようにして頂きたい

グループホームでは、計画作成担当者が、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて具体的なサービスの内容等を記載した「認知症対応型共同生活介護計画」を作成することとなっているが、この計画の中で必要と判断された福祉用具については、原則として事業者が用意し、費用についても事業者が負担することになる。（認知症共同生活介護の介護報酬に含まれている）以上のように制度上の取り決めがあり、ポータブルトイレ、介護ベッド、エアマットなどの一時的な利用に関しては事業者の負担におけるものとしても良いかと考えるが、心身の低下や終末期における利用など継続的な利用に関しては福祉用具のリースなどの活用できるようにして頂きたい。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願い致します。

要 望 項 目 ・ 内 容

- (4) 医療連携体制加算については正看護師だけでなく、准看護師での加算も取れるようにして頂きたい

医療連携体制に関して、看護師の配置に伴う加算（1日：39単位）はあるが、准看護師の配置に伴う加算がない。グループホームにおいて、看護師の配置に関しては日々、厳しい現状である。ところが、小規模多機能型居宅介護においては看護職員配置加算ということで、正看護師と准看護師で加算の区別がされているが、グループホームは正看護師でないと加算等得ることが出来ない。現状において、グループホームでも正看護師と何ら変わることない働きを准看護師はしており、何らかの加算を考えるべきである。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願い致します。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

- (5) グループホームのみならず介護業界のイメージを向上するための施策を行って頂きたい

介護業界全体を救うためであった処遇改善手当の検討段階において、介護業界で働くものを評したワーキングプアと言う言葉の印象は非常に強く影響を残していると考える。

現在の介護人材確保困難の解決についても大事ではあるが、ワーキングプアのイメージ脱却のため、なんらかの対応を行うべきと考える。学校教育において福祉の重要性を伝える、市報などの広報で紹介するなど、福祉職のイメージの向上と重要性を改善する措置を取って頂きたい。

回 答 要 旨

山口県をはじめ、社会福祉協議会等各関係機関から福祉職のイメージ向上や人材確保についての情報を収集し、窓口・ホームページ・掲示板等にて普及に努めています。

要 望 項 目 ・ 内 容

- (6) 外部評価の緩和措置を導入して頂きたい

外部評価調査にかかる評価手数料が1ユニットで94,500円と非常に高額の為、事業所としては経営的に厳しい。外部評価調査に関する内容は、グループホームのサービスの質の向上に繋がるので非常に良い事ではあるが、評価手数料の補助や減免制度があると有り難い。現在、外部評価調査に伴う緩和申請(2年に1回)があるが、ある程度のサービス評価の実績があるグループホームに関しては手数料の補助や減免制度適用する等の措置を講じて頂きたい。

回 答 要 旨

外部評価の実施については、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るため、厚生労働省により全ての認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防を含む)に実施が義務付けられています。

補助については、市の財政状況等を鑑み実施する予定はありませんのでご理解のほどよろしくお願い致します。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(7) オレンジサポーター制度の導入と展開においてグループホームを活用して頂きたい

現在認知症サポーター養成講座を国や市町として展開をしているが、講習後、地域の特性もあり、活動の幅はそれぞれあるようだが、中々継続性のある形につながっていないのが現状である。しいてはサポーター養成研修後に「今後地域の中で活動をしても良いか」などの受講者意向を明確にすることで、より地域に根付いた認知症ケアの地域推進に一役担える存在になるのではないかと考える。地域密着型サービスのグループホームにおいては地域の方々の協力を無しには繁栄、貢献、ケアの充実等が難しいのが課題となってきた。認知症サポーターの地域での自主的な活動やグループホーム、小規模施設などへの活動展開を考えることで、認知症サポーター養成講座講習後に「住んでいる地域でどのような活動ができるか」と、実践につながると考える。

回 答 要 旨

本市では、まずは、認知症について正しく理解していただくために、認知症サポーターを増やすことに重点を置いた取組みを行っております。現在オレンジサポーター制度は導入しておりませんが、社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座のプログラムに認知症サポーター養成講座を組み込んだり、グループホームの職員の方にも多く協力していただいておりますキャラバン・メイトが、認知症サポーター養成講座の実施以外にも認知症の人の支援者として活躍の場が広げられるよう支援しております。

要 望 項 目 ・ 内 容

(8) 災害避難時等の協力体制の確立（福祉避難所などの検討）して頂きたい

災害時には、被害を受けた方々や被害を受けるおそれのある方々を、一時的に学校や公民館等に設けた避難所において保護する必要があると考える。しかし、避難者のうち、高齢者（認知症高齢者）や障害者、妊産婦など、特別な配慮を要する災害時要援護者にとっては、一般的な避難所における生活は、健康面や精神面への影響が懸念され、阪神淡路や東日本、熊本の災害時も二次避難所の必要性が多く訴えられている。地域密着型のグループホームとしては大型の社会福祉法人などと異なり小規模運営の事業所も数多くあり、職員も被災者の状態かつ、避難所での入所者の方の生活を支える人材にも限りがあるため、各市独自で福祉施設、地域等での支援方法に関する協定書の制定が必要ではないかと考える。

回 答 要 旨

災害避難時等の協力体制の確立について、本市では、緊急避難場所の内、要配慮者の利用に適した設備等のある避難所を定めるほか、在宅の高齢者・障害者向けの支援として、介護関係施設等と福祉避難施設の協定を結んでおります。

今回ご要望の市独自の協定については、グループホームに限らず、福祉施設全般における災害時の人材支援や施設間の協力体制についてとお伺いしております。

このことについては、本市だけではなく広域的な支援が必要と考えており、昨年、山口県において県内で広域的な支援が必要となる大規模災害が発生した場合に、福祉避難所、被災施設等において必要となる福祉人材等を迅速かつ円滑に確保できるよう、関係福祉団体との間で協定を締結しており、本市としてもこの協定を活用し、被災施設等とも協力して参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(9) 計画作成業務における報酬について検討して頂きたい

現在、計画作成担当者が各入居者のケアプランを作成しているが、ケアプラン(介護計画)の内容に伴い、入居者の要介護状態が良くなれば、成功報酬として加算の対象になんでも良いのではないか。今現在の制度では、介護度が改善すれば報酬が下がる仕組みになっている。こうした、改善すればするほど報酬が下がる仕組みは改善すべきである。また、グループホームに関してのケアマネジャー(計画作成者)に関しての加算がないので今後、ケアマネジャーの業務については報酬の見直しを行って頂きたい。また、2ユニットのグループホームでは、どちらのユニットにもケアマネジャーの有資格者を配置している場合には報酬を追加するなどの措置を講じて頂きたい。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願ひ致します。

要 望 項 目 ・ 内 容

(10) 他市町村から入居できる仕組みを構築して頂きたい

現在の地域密着型サービスの考え方では、利用したいグループホームと同一市町村に住民票がある人はそのグループホームを利用できるが、他市町村にあるグループホームに直接住民票を移して入居することは出来ない。ということは他市町村に移り住んだ人が認知症になり、故郷の市町村にあるグループホームに入居したい場合でも入居できず、住所地特例制度が適用される特養などを選択せざるを得ない。つまり、他市町村に一旦移り住んだが戻ってくる場合などは、グループホームを利用するには非常に難しいということである。住所地特例の制度を導入するなどして、これを実現して頂きたい。入居したいグループホームのある市町村に家族等が住んでいる場合、家族宅に住所変更していれば入居可能としている市町村もあるが、この対応に関しても各市町村で色々な取り決めがあると思われる。様々な状況を考慮して、地域密着型サービスは入居条件を考え直すべきである。また、現在は多くの市町村において他市町村からの利用に関しては口頭での回答にとどまっていると思われる。今現在の取り決めの状況も明文化してお示し頂きたい。

回 答 要 旨

介護保険法第42条の2第1項において、地域密着型サービスについては被保険者は原則的に市内の地域密着型サービス事業所を利用することとなっています。岩国市においてもこの法律に基づいた取扱いを行なっており、現在のところ入居条件の見直しの予定はありません。

また、他市町村の被保険者が岩国市内のグループホームを利用する際には被保険者の所在市町村のグループホームが満床である等、やむを得ない場合に限られています。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(1 1) 遠距離の外出については実費精算できるようにするとともに、規定を明確にして頂きたい

同一市町村内では交通費を徴収してはならない等、市町村でそれぞれルールがあるが、市町村合併にともない面積が拡大している市町村も存在し、通院や外出も距離等拡大している。こうした費用もすべて事業所でまかなうという現在の「まるめ」施設の枠組みを改め、一定距離を越えたものに関しては実費精算できるようにして頂きたい。また、○○km以上など、分かりやすく数値化してお示し頂きたい。

回 答 要 旨

交通費の徴収については、協力医療機関以外の遠方の医療機関に入居者の希望によって通院する場合等、入居者の特別な希望により行なわれる個別サービスは介護保険給付対象外の介護サービス費用とみなし、入居者に負担させることは可能と考えます。このことについては集団指導にて市内事業所に通知しております。

要 望 項 目 ・ 内 容

(1 2) 処遇改善加算を処遇改善交付金に戻し、適用範囲を広げて頂きたい

処遇改善に関しては、加算によって利用者に負担をかけることのないよう、処遇改善交付金へと制度を戻して頂きたい。介護職員以外の処遇改善については介護報酬から捻出するということだろうが、27年度の改定においても介護報酬を下げており、事業所には事務員や介護支援専門員、管理者もあり、その処遇にも影響を与えていていると思われる。このことから、処遇改善においては事業所に従事する福祉従事者すべてに適用できるようにして頂きたい。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願ひ致します。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(13) 介護報酬を改善して頂きたい

現在の処遇改善の仕組みでは介護職員の処遇が改善されても、介護報酬を下げていけば、次第に事業自体が成り立たなくなる。平成27年度の介護報酬約5%の削減により、グループホームの運営は厳しくなっている。介護職員の処遇の土台となる事業所が成り立たなくなるのは本末転倒である。平成30年度の介護報酬改定では、最低でも5%以上の改善を行い、介護職員の処遇が改善しても撤退せざるを得ない事業所が出てこないようにして頂きたい。いまや介護施設と介護職員の不足により、その他の産業でも現役世代の人材の介護離職で労働力不足を招くことが懸念されている。介護人材確保のためにも是非、介護報酬の改善を実現して頂きたい。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願ひ致します。

要 望 項 目 ・ 内 容

(14) 認知症介護の専門職としてグループホーム関係者を活用して頂きたい

グループホームは介護保険制度開始と共に創設された認知症対応の専門施設であり、認知症介護においての実績とノウハウを持っている。現在、そしてこれから行われる認知症施策においては当然そのノウハウの蓄積が活用されるべきであると考える。地域ケア会議、認知症初期集中支援チームなどを始め、今後の行政の認知症に関する啓発活動についてもグループホーム関係者を活用して頂きたい。

回 答 要 旨

地域ケア会議では必要に応じ出席のご協力をいただいております。認知症初期集中支援推進事業につきましては、現時点では、グループホーム職員の方へチーム員等としての協力依頼は行っておりません。

地域密着型サービス事業所におかれましては、地域の身近な相談場所としての役割を担っていただきたいと考えておりますが、認知症対策に協力したいという事業所と、業務が多忙であったり人材不足で協力が難しい事業所があるという状況をアンケート調査により把握いたしております。そうした中、現在、認知症サポート養成講座では、キャラバン・メイトとしてグループホームの関係者の方には既にご協力、ご活躍いただいております。今後におきましては、ご協力いただける関係者の方には、認知症カフェの開設や、専門職としての参加等の協力を期待しているところであります。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

- (15) 県外から介護事業所に就職を希望する移住者に対して住宅手当等の補助を創設して頂きたい

まちづくりの一環として、介護人材不足解消と山口県への移住を促進するため、他県や都市部から介護職を目指して山口県に移住したい人材が、山口県内で介護職についても安定的に暮らしていくように、県、もしくは市町村単位で住宅手当や所得の補助を行う制度を創設して頂きたい。今現在の介護職員の所得では移住者にとっては生計を立てて安定的な生活を営むのは困難であり、他業種との兼ね合いもあり、所得の補助や住宅手当を創設することが重要であると考える。

回 答 要 旨

住宅手当等、職員の福利厚生にあたるものについては事業者において対応すべきものとして認識しており、助成制度を創設する予定はありませんのでご理解のほどよろしくお願ひ致します。

要 望 項 目 ・ 内 容

- (16) 入院時のグループホーム職員によるサービス提供に関して保険内で報酬を算定できるようにして頂きたい

現在のグループホームの保険内サービスにおいては、入居者が入院した場合に入院と同時に介護保険の利用は中断され、グループホームによる介護保険サービスは適用外の扱いになる。しかし、身の回りのお世話、例えば、買い物や洗濯など、家族も遠く離れて暮らしている場合は、頼めるサービスがなく、大変不自由されている。馴染みの職員による、こうしたニーズに対しての対応が保険内サービスで可能となるように報酬の算定を可能にして頂きたい。また、退院時のカンファレンスや医療機関に対して書類を作成したり情報提供しても算定ができない。こうしたサービス提供に関しても報酬算定ができるようにして頂きたい。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですが、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願ひ致します。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(17) 書類の煩雑さを解消して頂きたい

介護の提供を主とした介護現場において、介護提供時間内に行う記録に追われ、十分な介護の提供が難しいのが実情である。このことは、今後外国人技能実習生を受け入れる場合にも支障をきたすものであると考える。必要最低限の記録に留められるように、基本的な必要最低事項や書式をお示し頂きたい。また、処遇改善にまつわる書類や事務処理も煩雑であり、スムーズに行えるよう書式や見本をお示し頂きたい。

回 答 要 旨

記録整備については厚生労働省発の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第107条の2にて以下のとおり定められています。

- ・認知症対応型共同生活介護計画
- ・提供した具体的なサービスの内容等
- ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ・利用者に関する市町への通知に係る記録
- ・苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ・運営推進会議への報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録

介護職員処遇改善加算の提出書類・手続については、岩国市ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

要 望 項 目 ・ 内 容

(18) 共用型デイサービスについては報酬を見直して頂きたい

グループホームが行う共用型デイサービスは既存の認知症対応型通所介護に比べて著しくサービス単価が低い。そのため、実施している事業所が非常に少ない。専門的な認知症対応型サービスを同等に提供する中で、共用型デイサービスにおいても認知症対応型通所介護と同等の報酬が支払われるべきものであると考える。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願ひ致します。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(19) 外泊時の報酬については補填措置を講じて頂きたい

グループホーム入居者がご家族とご自宅へ外泊したり、旅行に出かけたりするのは入居者にとっても大変有意義であり、ぜひ押し進めるべきものである。しかしながら、外泊中の介護報酬については算定できず、現在の制度で利用者や家族本位で外泊を勧めれば、報酬が下がるという結果になる。空室を利用して短期利用共同生活介護も出来ることにはなっているが、その間居室の荷物を移動しなければならず、また、予定よりも早くグループホームに戻って来られることもある。こうしたことを踏まえ、外泊時の報酬算定に何かしらの補填措置を講じて頂きたい。

回 答 要 旨

介護報酬に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願ひ致します。

要 望 項 目 ・ 内 容

(20) 制度の変更による書類の変更がスムーズに行えるようにして頂きたい

処遇改善加算の変更など、ご利用の皆様に承諾を得なければならないような変更についての通知が年度末近くであることが多く、翌月のサービスからの変更について承諾を得るのが遅れてしまう。これは民間の企業ベースで考えればあり得ないことである。通知や集団指導は少なくとも2、3ヶ月前に行って頂きたい。

回 答 要 旨

制度の変更につきましては、その内容が国から示され次第ホームページへ掲載しております。必要に応じて各事業者にFAX・メール等でお知らせを行なっております。

山口県宅老所・グループホーム協会からの要望書に対する回答

要 望 項 目 ・ 内 容

(21) グループホームにおいても混合介護を認めて頂きたい

入居者本人・家族が求める場合、混合介護によって実費負担にてグループホームの職員によるサービスが提供出来るようにして頂きたい。例えば、通院時、必要以上の人員を家族が求める場合や家族との外出時の介助員としての同行、看取り時のマンツーマンでの付き添いなど、現在のサービスでは必要最低限のサービスしか受けることができないが、混合介護を導入することで、とりわけ1対1の対応が求められる個別ケアに対して付加的サービスを追加することにより、制度を超えたニーズに応え、手厚い介護の提供も可能になると考える。

回 答 要 旨

混合介護については、内閣府の規制改革推進会議で検討を行っているところであります、その状況の把握に努めているところです。

要 望 項 目 ・ 内 容

(22) 介護保険の自己負担割合や介護保険料については所得・資産を勘案し、徴収の段階方式を拡大して頂きたい

介護保険の自己負担割合は現在、所得に応じて1割負担、2割負担となっているが、今後の財源確保のためにも、所得や資産を勘案して1割～9割負担といった等級を細かく設けて頂きたい。現在の2割負担の所得の下限は単身で280万円以上となっているが、所得・資産に応じて、より高額の所得・資産を所持する層から段階に応じて累進的に徴収すべきであると考える。また、介護保険料の徴収についても所得、資産を勘案して同様の方法で徴収することにより、財源の確保を実現して頂きたい。今現在の制度設計によると、富裕層か生活保護受給者ではない限り、低所得者や中間層の国民は介護保険分の負担を払うことが出来ても、家賃やその他の実費部分の経費が支払えない限り、グループホームをはじめ、諸施設の入居が難しくなると考える。そのことにより、居宅系サービスを中心に利用することになれば家族の負担も大きくなり、介護離職や介護離職による労働者減少を加速させると考える。また、このような方法で財源を確保することにより、介護職員の待遇の見直しも可能と考える。

回 答 要 旨

介護保険制度に係るものについては国において検討・決定されるべきものですので、厚生労働省所管課でご確認いただきますようよろしくお願ひ致します。